

埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱

平成28年4月7日決裁

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、中山間地域等における荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払交付金実施要領」という。）に基づいて事業を行う市町村に対し、当該事業に要する経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎会計年度定めるものとする。

(添付書類の記載事項)

- 第4条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
市町村の補助金交付に関する規則又は要綱

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第2のとおりとする。

(交付決定通知書)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認申請手続)

- 第7条 市町村長は、規則第6条の規定に基づいて知事の附した条件に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、様式第3号の変更等承認申請書を知事に提出しなければならない

ない。

(概算払の請求)

第8条 市町村長は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第4号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

なお、概算払は、協議が整った範囲で行うものとする。

(遅延)

第9条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 市町村長は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在における補助事業の遂行の状況について、様式第6号の状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、様式第4号の概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は様式第7号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の廃止、事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内または3月31日のいずれか早い日とする。

3 市町村長は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに様式第8号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第12条 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

市町村の補助金交付に関する規則又は要綱

(補助金等の額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第9号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産の取得年度終了）後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている施設については、大蔵省令に定

められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

(書類の整備等)

第15条 市町村長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業完了の属する会計年度の翌年度の会計年度から5年間整備保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第16条 市町村長は、当該補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、管轄の農林振興センターを経由するものとする。

(細則への委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。
- 2 埼玉県中山間地域等直接支払事業費等補助金等交付要綱(平成12年4月5日決裁)に基づき平成27年度まで交付された補助金に係る事務に関しては、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年度の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

事業	経費の内容	補助率等
中山間地域等直接支払事業	直接支払交付金実施要領第6により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて補助金を交付するのに要する経費	<p>1 市町村が直接支払交付金実施要領第4の1の(1)から(3)及び(9)で指定された地域（以下「法指定地域」という。）に対して当該補助金を交付するのに要する経費の4分の3以内</p> <p>2 市町村が交付金実施要領第4の1の(10)に基づき知事が指定する地域（以下「知事特認地域」という。）に対して当該補助金を交付するのに要する経費の3分の2以内</p>

別表第2（第5条関係）

事業	軽微な変更
中山間地域等直接支払事業	補助金の30%以内の減

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業費補助金交付申請書

下記により 年度中山間地域等直接支払事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の計画（又は実績）

ア 交付対象面積及び交付額

（地域区分：通常・特認）

（単位：㎡、円）

区 分	面積					交付額				
	うち柵田地 域振興活動 加算	うち超急傾 斜農地保全 管理加算	うち集落協 定広域化加 算	うち集落機 能強化加算	うち生産性 向上加算	うち柵田地 域振興活動 加算	うち超急傾 斜農地保全 管理加算	うち集落協 定広域化加 算	うち集落機 能強化加算	うち生産性 向上加算
田 ① (A) + (B)										
体制整備 単価	急傾斜									
	小区画・不整形									
	緩傾斜									
	高齢率・耕作放棄率									
	小 計 (A)									
基礎 単価	急傾斜									
	小区画・不整形									
	緩傾斜									
	高齢率・耕作放棄率									
	小 計 (B)									
畑 ② (A) + (B)										
体制整備 単価	急傾斜									
	緩傾斜									
	高齢率・耕作放棄率									
	小 計 (A)									
	基礎 単価	急傾斜								
緩傾斜										
高齢率・耕作放棄率										
小 計 (B)										
①+②										

注) 地域区分において「通常」及び「特認」の両方に該当がある市町村は、上記表を2つ使用し、地域区分に応じてそれぞれの面積及び交付額を記載すること。

イ 集落協定及び個別協定の締結状況

（地域区分：通常・特認）

（単位：件、戸、㎡、円）

区分	協定締結数	協定参加者数	交付農用地面積	交付額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の協定参加者数は、協定に参加している延べ農家数を記入
個別協定の協定参加者数は、協定認定者数を記入

(2) 経費の配分

事項	交付総額 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	
通常基準	円	円	円	円	円
特認基準					
計					

4 事業完了(予定)年月日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
市町村費					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
通常基準交付金	円	円	円	円	
特認基準交付金					
計					

6 添付資料

埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱(平成28年4月7日決裁)第4条又は第12条に規定する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度中山間地域等直接支払事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度中山間地域等直接支払事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 円

2 支払方法

3 事業の内容

(1) 補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった中山間地域等直接支払事業とし、その内容は、申請書の補助対象事業の内容欄記載のとおりとする。

(2) 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4 補助金の確定

補助金の確定は、補助金の実支出額に、埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱（平成28年4月7日制定。以下「交付要綱」という。）別表第1の補助率等の欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額と、これに対応する補助金の額（変更された場合は変更された額。）とのいずれか低い額とする。

5 補助金等に関する法令の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施

行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林省規則」という。）に規定する間接補助金に該当するので、同法令の適用がある。

6 補助事業者等の責務

市町村長は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「県規則」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払交付金実施要領」という。）並びに交付要綱に定めるところに従わなければならない。

7 補助条件

補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付要綱第5条に規定する知事の承認を要しない変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、事業費補助金に係る個々の事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 市町村長は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (4) 市町村長は、(5)のイにより補助金の全部又は一部を集落等から返還された場合は、その収入の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。
- (5) 市町村長は、集落等に対し、補助金の交付決定に当り、次の条件を付すること。
 - ア 適正化法、施行令、県規則、直接支払交付金実施要領、交付要綱に従うべきこと。
 - イ 適正化法、施行令、県規則、直接支払交付金実施要領、交付要綱の規定に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - ウ この補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払事業費補助金について、埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容
別添のとおり

注 以下様式第1号に準じて作成し、変更に係る部分を2段書きとし、変更前のものを上段に括弧書きすること。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払事業費補助金について概算払いを受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残高 ①－(②+③)	事業完了 予定年月日
円	円	円	円	

2 振込先

口座名義人 (フリガナ)		
金融機関名		
口座番号	普通・当座	
債権管理者番号		

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業費補助金遅延届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、提出します。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域等 直接支払補助金	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業遂行状況報告書

このことについて、埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域等 直接支払補助金	円	円	%	円		

様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接
支払事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書
類を添えて下記のとおり報告します。

記

注1 以下様式第1号の記に準じて作成のこと。

注2 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについて
は、必要書類を添付すること。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払事業費補助金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、埼玉県中山間地域等直接支払事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に要する経費 (A)	補助金額	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 ○○○○							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

様式第9号（第13条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年度中山間地域等直接支払事業費補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした 年度中山間地域等直接支払事業費補助金の額については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

様式第10号（第16条関係）

〇〇年
埼玉県所管

中山間地域等直接支払事業費補助金調書

県			市町村名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	
中山間地域等直接支払事業												
〇〇費												
〇〇費												
その他												

記入要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その他の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加構成予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る当方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（）すること。